

菅原道真研究

——『菅家後集』全注釈(二十三)——

焼山廣志

今回は、前稿¹に引き続いて五言古詩「479 読開元詔書 五言」の注釈を試みる。注釈を進める上での「凡例」は前稿²のそれに倣う。

「479 読開元詔書 五言」

- 原文**
- 1 開元黄紙詔
 - 2 延喜及蒼生
 - 3 一為辛酉歲
 - 4 一為老人星
 - 5 大辟以下罪
 - 6 蕩滌天下清
 - 7 省徭優壯力
 - 8 賜物恤頽齡
 - 9 茫茫恩德海

- 韻**
- | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

- 10 獨有鯨鯢橫 具見于詔書*
 - 11 此魚何在此
 - 12 人嘗汝新名
 - 13 吞舟非我口
 - 14 吐浪非我聲
 - 15 哀哉放逐者
 - 16 蹉跎喪精靈
- | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

詩形 五言古詩 **押韻・韻字** 下平声八庚韻ならびに下平声九青韻の通韻。韻字は生・星・清・齡・横・名・聲・靈。

校異 讀開元詔書五言：▼題字下「古調五言」(内) (大島) (加越能) (松平) (尊四) (太一) 刊本 全本

▼題字右横「延喜元年」(大島) (加越能) (尊

四) (太二)

▼頭注「無延喜元年四字」「無古調二字」(大島)

▼頭注「延喜元年」(松平)

○徭^レ：徭(静嘉)(太二)(太二) **刊本** 全本

○力^レ：傍注「イ子」(尊一)

○類^レ：類 **刊本** 全本

○茫々^レ：泓々(静)

▼頭注「茫々作泓々」(大島)

○具見^レ于詔書：具見詔書(内)

▼頭注「無分注五字」(大島)

▼傍注なし(静嘉)(彰考)(尊一)(尊二)(尊三)

○遵^レ：道(静嘉)(加越能)(彰考)(尊三) **刊本** 全本

訓読

- 1 開元黄紙の詔
- 2 延喜蒼生に及ぶ
- 3 一つは辛酉^{しんゆう}の歳の為なり
- 4 一つは老人星^{らいにせい}の為なり
- 5 大辟^{だいへき}以下の罪
- 6 蕩滌^{たうたき}して天下清し

7 徭^{えう}を省きて壯力を優し

8 物を賜ひて類^{たぐひ}齡^{れい}を恤^{あは}れぶ

9 茫々たる恩徳^{おんとく}の海

10 獨り鯨鯢^{けいぜい}の横たふるあり
具^ぐに詔書に見ゆ

11 此の魚何ぞ此に在らん

12 人は遵^のふ汝^のが新名なりと

13 舟を呑むは我が口に非ず

14 浪を吐くは我が聲に非ず

15 哀しい哉放逐^{はうしゆ}せらるる者

16 蹉跎^{さた}として精靈^{せいれい}を喪^なふ

口語訳

- 1 黄紙に書かれた開元の詔書を読んだ。
- 2 延喜という語の通り、うれしいことが一般人民にも広く及ぶことであろう。
- 3 改元が行われたのは、一つには辛酉の歳にあたり、革命が起きる恐れがあるためであり
- 4 あと一つは昨年(昌泰三年)老人星が現れたためである。
- 5 大赦令が発布されて、死罪以下の罪を、
- 6 洗いすぎ天下が清らかになった。
- 7 夫役を省いて壮者の力を余裕あらしめ、
- 8 高齢者に物を賜って救済がなされた。
- 9 天皇のはてしなく広大な慈悲の海に

- 10 一頭の鯨鯢が横たわる（と詔書に見える。）（詳細が詔書の中に記されている）
- 11 鯨鯢などという名の魚がここに出てくるのであろうか。
- 12 人は「鯨鯢」はこの私の新しい名だという。
- 13 舟を呑むのは私の口ではない。（私は断じて逆臣などではないのだ）。
- 14 浪を吐く響きは私の声ではない。（私は何も言つてはおらぬ）。
- 15 何と哀しいのだろう。（無実なれど）放逐された者は。
- 16 （為す術もなく身も心も）よろよろとして私は魂のない抜け殻のようだ。

語釈

「1. 開元」…①「といを開く。」また「国を開く。」また『漢字海』の②において、「年号を改める」とある。こゝはこの意。

『漢書』「李尋伝」に「歴紀開元。」の用例が、又、『文選』班固「東都賦」に「夫大漢之開元也、奮布衣以登帝位。」の例が見える。

『漢語大詞典』では「①開始新的紀元」と説明し、

『漢書』「李尋伝」の「漢興至二百載、歴紀開元。皇天降非材之石、漢國再獲受命之符。」の例を引く。

『田氏家集』「179 闕題」にも「四海開元聖主家、／兩都天下惜京華」。（四海は開元して聖主家とす／兩都は天下京華を惜しむ）の例が見える。

『田氏家集注卷乃下』（小島憲之監修）の「開元」の語注に次のような説明を載せる。

もとい。あるいは国を開くというのが一般的な意味で、後漢の班固「東都賦」（文選卷一）にいう「夫大漢乃開元也、奮布衣以登皇位」、由一教基二而、創三万代二もその例であるが、こゝは元号を改めることをいう。菅原道真の「元年立春十二月十九日」（菅家後集492）に「偏馮延喜開元曆、東北廻頭拜斗杓」とある。この詩は延喜改元を詠む。

「1. 黄紙」…詔書。天子の詔は黄紙に書くからいう。

王維「送李睢陽詩」に「黄紙詔書出東廂／輕紈疊綺爛生光。」の句が見える。

『漢語大詞典』では「②写_レ在黄麻紙上_レ的詔書」及び「③指_レ赦免的文告。」との説明があり、

蘇舜欽「感興詩之三」の「明朝黄紙出、大赦徧中外。」の句を引く。又、

『白氏文集』1028「元十八従_レ事南海、欲_レ出_レ廬山、臨_レ別_レ舊居、有_レ戀_レ泉聲_レ之_レ什。」因以_レ投和、兼伸_レ別情」に「雨露初承黄紙詔／煙霞欲別紫霄峯（雨露初めて承く黄紙の詔／煙霞欲別れんと欲す紫霄の峯）」の句が見える。又、

1095「別_レ草堂三絶句」にも「正聽山鳥向陽眠／黄紙除書落枕前（正に山鳥を聴き、陽に向かひて眠る／黄紙の除書 枕前に落つ）」の句が見える。

「2. 開元詔書」…川口久雄氏は岩波古典文字大系本の補注で次のような説明をする。

記略、醍醐天皇、昌泰四年七月十五日の条に「改_レ昌泰四年、為_レ延喜元年」とある。「革命」（大日本史料一の二所引）に「詔書之、去歲之秋、老人垂_レ寿昌之耀、今年之曆、卒西呈_レ革命之符_レ云々」とある。同時に敕令が發布されたが、道真には及ばな

かったのである。延喜の年号は紀長谷雄が勘申した。『元秘別録』によれば「或書之、禹錫玄珪文之、延喜」と出典をしるす。

昌泰四年（九〇一）七年十五日に年号が「延喜」と醍醐天皇の詔書で発令された。この内容が謫去先である大宰府の地に道真にも知らされたのである。『菅家後集』の作品が概ね時系列に配置されていることを踏まえればさほど発令から時を置かず、道真の許に届けられたと考えられる。そして、その改元の行われた表立った背景に「老人星」が表れたこと「辛酉革命」が（いずれも「語釈」で後述する。）にあたる年にあたるというのがあったのである。↓補説①

「2. 延喜」…平安時代、醍醐天皇の代の年号。老人星や三善清行の辛酉革命説によって昌泰四年（九〇一）七月改元、延喜二三年（九二三）「延長」と改元された。『日本紀略』「醍醐天皇、昌泰四年七月十五日条」に「改昌泰四年、為延喜元年」とある。

「2. 蒼生」…あおひとぐさ。草木の蒼蒼然として多いことの喩。

人民・百姓。

『漢語大詞典』では「①草木叢生之處。」と説明し、
▼『書経』「益稷」の「帝光天之下、至于海隅蒼生…」。(孔伝)光「天之下」、至「于海隅蒼蒼然生草木」、言「所及広遠。」の例を引く
又、
「②指「百姓」。」との説明があり

『文選』史岑「出師頌」の「蒼生更始、朔風變律。劉良注、蒼生、百姓也。」の用例を挙げる。

『白氏文集』2685「送令狐相公赴太原」に、「北都莫作多時計／再為蒼生入紫微（北都には作すこと莫れ多時の計／再び蒼生の為に紫微に入る）」の句が見え、同じく

3271「宿香山寺。酬黃陵牛相公見寄」にも「應須且爲蒼生／猶去懸車十四年（應に須らく且く蒼生の為に住まるべし／猶ほ懸車を去ること十四年）」の句が見える。

又 3300「與夢得偶同到敦詩宅。感而題壁」にも「山東纔副蒼生願／川上俄驚逝水波（山東纔かに副ふ蒼生の願ひ／川上俄かに驚く、逝水の波）」の句が見える。

『菅家文章』293「端午日賦」「艾人」にも
「艾人形相自蒼生／初出雲溝東帶成（艾人の形相自らに蒼生／初め雲溝より出でて東帯成れり）」の句が、又

『凌雲集』86「和菅清公傷忠法師一首」に
「不知何世界／出現救蒼生。」の句が見える。
いずれも、「蒼生」という語は「民草」という意で使っている。

「3. 辛酉」…かのととり。

『詩緯』「推度災」に「十周三聚、氣生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革政。」の一文が見える。

辛酉革命説

…辛酉に当たる年には革命があるという説。
わが国では三善清行などによつて唱えられ、延喜年間の革曆勘文などにも見えている。

『本朝文粹』所載の三善清行が昌泰三年に道真に右大臣を辞するよう要求した書である「奉菅右相府書」に次の一文が見える。

伏見明年辛酉、運當_レ變革、二月建卯將_レ動_二干戈。遭_レ凶、衝_レ禍、雖_レ未_レ知_レ誰是、引_レ弩射_レ市、亦當_レ中_二薄命_一。天教幽微、縱難_二推察_一、人間云為、誠足_レ知_レ亮、云々。昌泰三年十月十一日、文章博士三善清行、謹謹上_二菅右相府殿下政所_一。

〔柿村重松注「本朝文粹注釈」卷第七 p1019 (内外出版)〕

〔4. 老人星〕…南極星。カノープス。寿星。

『漢語大詞典』では、「①亦省_レ称_二老人_一」。南部天空一類、光度較亮的二等星。古人認_レ為_二其他(≡他)象三征_一長寿、故又名_二寿星_一。」と説明し、

『史記』「天官書」にある「狼比地有_二大星_一、曰_二南極老人_一。老人見_レ、治安、不_レ見_レ兵起。」の例を引く。

〔5. 大辟〕…古の五刑の一。死刑。

『漢語大詞典』では、「古五刑之一、謂_二死刑_一。」と説明し、

『書経』「呂刑」の「大辟疑赦、其罰千鍰。孔伝、死刑也。孔穎達疏、《釈詁》云、辟、罪也。死是罪之大者、故謂_二死刑_一為_二大辟_一。(大辟の疑はしきは赦す、その罰千鍰。孔伝、死刑也。孔穎達疏、《釈詁》に云ふ。辟は、罪也。死はこれ罪の大なる者、故に死刑といひて大辟となす。)」の一文を引く。

〔6. 蕩滌〕…洗いすすぐ。洗い清める。とくに悪い制度などを除き去る。

『礼記』「昏義」に「是故、日食則天子素服而脩_二六官之職_一、蕩_二天下之陽事_一、〔注〕蕩、蕩_二滌穢_一惡_一也。」の用例がある。

『漢語大詞典』では、「衝洗。清除。」と説明し

『文選』揚雄、「劇秦美新」の「流_二唐漂_一虞、滌_二殷蕩_一周」の用例を引く。

〔7. 徭〕…公用のために義務的に使役せられること。夫役。また雑徭の略。

〔7.優〕…ゆとりがある。

〔7.壮力〕…つよくて力がある。また、強い力。

『逸周書』「官人解」に「義氣時舒、和氣簡備、勇氣壯力。」の用例が見える

〔8.恤〕…①憂える。②救う。経済的に救済する。

〔8.頽齡〕…老年をいう。物の崩れんとするように老いほれたことをいう。衰年。残年。

陶潜「九日閒居詩」に「酒能祓百慮、菊為制頽齡。」の用例が見える

『漢語大詩典』では「衰老之年。」と説明し

温庭筠「過孔北海臺二十韻」の「激揚思壯志、流落歎頽齡。」の用例を引く。

『菅家文章』129「絶句十首、賀諸進士及第」に

「七七頽齡是老生／誓云未死遂成名」の句が、

229「代翁答」之に「藺笥為名在／手工／頽齡六十宅山東」の句が見える。

〔9.茫々〕…広大なさま。広々としたさま。

『白詩文集』0643「琵琶行」に「醉不成、歎慘將別／別時茫々江浸月。（酔ひて歎を成さず慘として將に別れんとす／別るる時茫々として江は月を浸す。）の句が、又、

0596「長恨歌」に「上窮碧落下黄泉／兩處茫々皆不見。（上は碧落を窮め／下は黄泉／兩處茫々として皆見えず。）の句が見える。

『漢語大詞典』では…「广大而遼闊」と説明する。

〔9.恩徳〕…めぐみ、なさけ、恩恵。

『漢語大詞典』では「猶恩恵」と説明し、

『戦国策』「齊策一」の「君以魯衆合戰勝後、此其為徳也亦大矣。其見恩徳也、亦甚大矣。」の一文を載せる。

〔9.海〕…広く大きいさま。この場合の「海」は「改元詔書」

に書かれていたのであるう

天皇の人民に対する慈悲の内容を暗示していると思われる。

〔10〕鯨鯢…をくじらとめくじら。皆小魚を捕らえ食らうもの

故、悪人のかしらのたとえ。

『漢語大詞典』では「①即鯨。雄曰鯨、雌曰鯢、

②比喻凶悪の人」と説明し、

『春秋左氏傳』（宣公十二年）の以下一文を載せる。

「古者明王伐不敬、取其鯨鯢而封之、以為大戮」。杜預注、鯨鯢大魚名以喻不義之吞食小国」。

『白氏文集』0007「題海圖屏風元和己丑年作」にも

「鯨鯢得其便／張口欲吞舟（鯨鯢其の便を得／口を張って舟を呑まんと欲す）」の句が見える

↓補説②

又同じく、「025折劍頭」に「疑是斬鯨鯢／不然刺

蛟虬（疑小らくは是れ鯨鯢を斬るか／然ずんば蛟虬を刺すかと）」の句が見える。

〔10〕横…よこたわる。よこになる。

〔12〕漚…いう。かたる。

『荀子』「榮辱」に「故君子漚其常、而小人道其怪」。(注)漚、語也。の用例が見える。

〔13〕吞舟…舟をのむほどの大魚。吞舟鱗。吞舟の魚（舟をの

むほどの大魚）↓補説③

『韓詩外傳』（五）に「榮澤之水無吞舟之魚」の用例が見える。

『漢語大詞典』では、「吞舟之魚的略語。常以喻人事大者」と説明する。

類似した語として「吞舟之魚」を「能吞舟的大魚。常以喻人事大者」と説明し、

『莊子』「庚桑楚」の「吞舟之魚碭而失水、則蟻能苦之」の用例及び、

『列氏』「楊朱」の「吞舟之魚、不遊枝流、鴻鵠高飛、不集汙池」の用例を載せる。

〔14〕浪…なみ

〔14〕吐…はく。『漢語林』には②「はく」の①に「好ましくな

い言葉を口に出す」と説明する。

「15. 放逐」…はなち、おう。

『漢語大詞典』では、「流放」と説明し、『戦国策』「魏策一」の「為政不善、而禹放逐之」の用例を載せる。

『白氏文集』にも

1134 「和萬州楊使君「四絶句競渡」に「自經放逐來憔悴／能校靈均死幾多（放逐を経てより來憔悴せり／能く靈均を校べて死するまで幾多ならん）の句が見える↓補説③

2391 「贈「楊使君」にも「曾嗟放逐同巴峽／且喜歸還曾洛陽（曾て嗟く放逐せられ巴峽を同じくするを／且つ喜ぶ歸還して洛陽に曾ふを）」の句が見える。

道真の他の作品中にも、『菅家後集』「493 南館夜聞都府禮佛懺悔」に「人慚地獄幽冥理、我泣天涯放逐辜（人は地獄幽冥の理に慚づ／我は天涯放逐の辜に泣く）」の句が見える。

「16. 蹉跎」…つまづく。時期を失う。

『漢語大詞典』では「②失時③衰退」と説明する。

薛逢「追昔行」の「嘆息人生能幾何／喜君顔貌未蹉跎」の用例及び、

『文選』張衡「西京賦」の「海若遊於玄渚／鯨魚失流而蹉跎（海若玄渚に遊び／鯨魚流を失つて蹉跎す）」の句を載せる。

『白氏文集』にも多用されている語で、以下数例を挙げてみる。

0249 「寄「同病」者」に「年顔日枯槁／時命日蹉跎（年顔日に枯槁し／時命日蹉跎たり）」の句が又、

0281 「答「故人」」に「見我昔榮遇／念我今蹉跎」（我が昔の榮遇を見て／我が今の蹉跎するを念ふ）」の句が、

0347 「馬上作」に「蹉跎二十年／領下生白鬚（蹉跎たること二十年／領下白鬚を生ず）」の句が、

0409 「早梳「頭」」に「年事漸蹉跎／世縁方繳繞（年事漸く蹉跎たり／世縁方に繳繞す）」の句が、又

0503 「春晚寄「微之」」に、「年芳與心事／此地共蹉跎（年芳と心事と／此の地共に蹉跎たり）」の句が見える

『菅家文章』「42 團坐言懷」にも、「暗將年事幾蹉跎／若不團居欲奈何（暗に年事を將りて幾たびか

蹉跎たる／若し團居せずは、奈何にかせむ」の句が見え、川口久雄氏は岩波古典大系本の補注、頭注で「いくどもつまずいたことだ。『蹉跎たり』はつまずいて時を失うさま」と説明する（二三七頁）

〔16. 喪〕：うしなう。なくする。

『漢語大詞典』では「古人認為是形成万物的本源」と説明する。

〔16. 精靈〕：①「神鬼」「神仙」

②「たましい。」すぐれて靈妙な氣。

③（仏教用語）として「死者のたましい」「みたま」の意もある。

①の用例として次の一文を挙げることが出来る。
『文選』左思「吳都賦」に「舜禹游焉、褐没齒而忘歸、精靈留其山河」。「注」向日、精靈、神仙之類。」

『漢語大詞典』では①「精靈之氣、古人認為是形成万物的本原」②「猶精神」③「靈魂」と説明す

る。

『白氏文集』には、以下のような句の用例が見える。

0101 「和思歸樂」の「憂憤氣不散／結化精靈（憂憤しえ氣散せず／結び化して精靈と為ると）」の句が、又、

0173 「鷗九劍思決壅也」に「歐冶子死千年後／精靈暗授張鷟九（歐冶子死して千年の後／精靈暗に張鷟九に授けらる）」の句が見える。又、

0869 「題四皓廟」に「若有精靈應笑我／不成一事謫江州（若し精靈有らば應に我を笑ふべし／一事を成らずして江州に謫せらる）」の句が、

3601 「哭劉尚喜夢得二首」に、「賢豪雖沒精靈在／應共微之地下遊（賢豪は没すと雖も精靈在り／應に微之と共に地下に遊ぶべし）」の句が見える。
『菅家後集』にも同様に「486哭奥州藤使君」に「精靈入冥漠／不由見容止（精靈冥漠に入りて／容止を見るに由あらず）」の句が見える。

以上の用例、全ては『漢語大詞典』で説明する③「靈魂」の意で使われている。

一方②「猶精神」の用例としては、『漢語大詞典』

では
張鷟「遊仙窟」の「身體若_レ飛、精靈似_レ夢」を引く。

この「179讀開元詔書」十六句の「精靈」の意は、先に例示した白詩や、道真の他作品の用例である「死者の靈魂」の意ではなく、『漢語大詞典』で説明する③「精神」の意で「生者の精神」とも換言できる用例と考えられる。先に引用した谷口氏の論文中にも、

「精靈」が通常は「神仙」や「死者の魂」を指す言葉として使われるが、この句のように死者ではなく生者をこの語で呼ぶことは極めて珍しい。「精神」とすべきだが、「神」では上声十一真韻のため、押韻が合わない。といった主旨の一文の言及がある。(四〇四頁)

補説 ①

「讀開元詔書五語」と「開元詔書」について

「延喜改元」「開元詔書」についての言及は既に先学によりなされているが、とりわけ、この作品と「延喜改元」「開元詔書」についての、詳細な考察がなされたものとして谷口真起子氏の

論を挙げることが出来る。(「開元の詔書を読む」と延喜改元」

『菅原道真論集』
P.387-405)

谷口氏はまず、この十六句中の自注のある十句以前の詩句はすべて詔書を踏まえた記述ではないかと推測し、その措辞と内容の両面から、現存するほかの詔書、特に改元詔書との比較を試みその分析から、次のように論じている。

「延喜開元詔書」は現存していないが、本詩の構成から、元(もと)の「開元詔書」の構成を推測することが可能である。その根拠を次のように示す。それはこの「読開元詔書」が、「開元」「蒼生」「大辟以下」「蕩滌」「天下」といった定型の措辞を含むこと、かつ

第二句は延喜という新・元号を、
第三・四句は、改元の理由を、
第五・六句は、恩赦について、
第七・八句は、朝廷からの施し(賑恤)について叙述すること

など内容的にも他の改元詔書と一致する傾向を持っていることから、第十句以前はすべて延喜開元詔書を踏まえた記述と考えられるからである。言い換えれば道真の「読開元詔書」から、現存しない「延喜開元詔書」の構成が推測できる。

更に『扶桑略記』（昌泰四年裏書）が、この改元について「逆臣並びに辛酉革命に依る也」或は「逆臣、辛酉革命、老人星の事に依りて改元せし由、諸社に申さるる」と述べる一文に触れ、「延喜改元が行われた背景には、老人星出現や辛酉革命など天がもたらした要因以上に藤原仲麻呂にも比すべき反逆者を完全に排除しようとする動きがあり、それは「鯨鯢」という詔書中の一語に端的に示されていた。改元を主張したのは三善清行だが、彼が詔書の起草者であったかは分からない。しかし清行の論旨と道真の詩とを並べてみれば、改元詔書の記述内容に清行の意見が色濃く反映されていたことは確実で、『扶桑略記』の裏書が改元の理由の筆頭に「逆臣」を挙げたのは適切な理解であった。

（『開元の詔書を読む』と延喜改元、『菅原道真論集』P.400）
と結論付けている。傾聴すべ言及だと思ふ。

補説

②

第10句、「獨有鯨鯢横」の「鯨鯢」についての考察

この「鯨鯢」については「語釈」の頁（『春秋左氏傳』宣公十二年、杜預注）に用例が見えることは言及した。さらに『白氏文集』の使用語句「鯨鯢」と「吞舟」について考察すると、
0007題「海圖屏風」元和己丑年作に「鯨鯢得其便、張口欲吞舟」の句が見える。

以下、この詩の原文と書き下し文を引いてみる。

0007題「海圖屏風」

元和己丑年作

海圖の屏風に題す

元和己丑の年作る

海水無風時。

海水風無き時、

波濤安悠悠

波濤安ぞ悠悠たる

鱗介無小大。

鱗介無小大と無く、

遂性各沉浮

性を遂げて各沉浮す

突兀海底鼈。

突兀たり海底の鼈、

首冠三神丘

首に三神丘を冠し

釣網不能制。

釣網も制する能はず、

其来非一秋

其来ること一秋に非ず

或者不量力。

或者力を量らずして、

謂茲鼈可求

茲鼈求む可しと謂ひ

鼈屬牽不動

鼈屬牽けども動かず、

綸絶沉其鉤

綸絶えて其鉤を沉む

一鼈既頓頤

一鼈既に頤を頓れば、

諸鼈齊掉頭

諸鼈齊しく頭を掉ふ

白濤與黒浪

白濤と黒浪と、

呼吸繞咽喉

呼吸して咽喉を繞る

噴風激飛廉

風を噴きて飛廉を激し、

鼓波怒陽候

波を鼓して陽候を怒らしむ

鯨鯢得其便。

鯨鯢其便を得、

張口欲吞舟

口を張つて舟を呑まんと欲す

萬里無活鱗。

萬里活鱗無く、

百川多倒流

百川倒流多し

遂使江漢水。

遂に江漢の水をして、

朝宗意亦休

朝宗意亦休せしむ

蒼然屏風上。

蒼然たり屏風の上。

此畫良有由

此の畫良に由あり

〔本文は『白居易集箋校』朱金城箋校に拠り、訓は「統国訳漢文大成 白

樂天詩集一」概ね拠る。〕

この白詩において、鯨鯢が舟を呑む意は、広大な万里にわたって穏やかな海をその性を全うして泳いでいたありとあらゆる大魚小魚を、まるで舟を呑みこんでしまうかのよう、鯨鯢がその大きな口で丸呑みにしてしまうこと、そのために万里にわたって活きた魚がいなくなるほどの衝撃を表わしている。

政に言い換えてみれば政治が穏やかでとてもうまく治まった世の中において、一人の国家を奪おうとする人間がことを起こし、国を丸呑みにして天下を我がものとしてしまうことの意味になるのではないか。「鯨鯢」を人間に置き換えれば、この残酷な行爲を犯した大罪人といえよう。

所功氏は著で「改元詔書の文中には「逆臣」道真を「鯨鯢」になぞらえて非難するようなどころがあったとみられる。とす

れば、この延喜改元は辛酉革命説や老人星出現を表向き理由としながら、それも実は巨魁道真の左遷を正当化する目的のための手段に過ぎなかったことになろう」と言及している。(『三善清行』吉川弘文館一〇〇頁)

補説 ③

第13句「吞舟非我口」の「吞舟」と、第14句「吐浪非我聲」の「吐浪」とについての考察

「吞舟」と「吐浪」の語句については、「語釈」の頁で意を記しているが「吞舟」も「吐浪」も大魚である「鯨鯢」を指している。そして、この対になっている二つの言葉は『文選』左思の「呉都賦」の次の一文を踏まえている。

「於是乎長鯨吞航、脩鯢吐浪」

この「呉都賦」の一文から窺えることは、「鯨吞航」は天下を丸呑みにする「逆臣」のことを指しているのであり、また「鯢吐浪」は讒言の言葉を吐く(好ましくない言葉を吐く)意と考えられる。

補説 ④

第15句「哀哉放逐者」の「放逐」についての考察

この「放逐」の語釈に投影されているものの考察として、既に滝川幸司氏より指摘がある所だが（後述）先の「語釈」の「15放逐」の頁で引いた「白詩」二首のうちの一詩「134和萬州楊使君四絶句競渡」を再度以下に全句載せてみる。

1134和萬州楊使君 萬州の楊使君に和す

四絶句競渡 四絶句競渡

競渡相傳為汨羅 競渡 相傳ふ 汨羅の為にすと

不能止遏意無他 止遏する能はず 意他無し

自經放逐來憔悴 放逐を経てより來憔悴せり

能校靈均死幾多 能く靈均を校べて死するまで幾多ならん

（原文・訓ともに新釈漢文大系本に拠る。『白氏文集四』一六二頁）

新釈漢文大系本の「解題」には「万州刺史楊焜厚に和して詠んだ四首の絶句、使君は刺史の敬称。其の一は「競渡」、つまりペーロンの年中行事について詠んだ詩」と説明があり「語釈」には「競渡」について「舟をこぐ競技、ボートレース、ペーロン、梁・宋懐の『荆楚歲時記』に「五月五日、競渡あり。俗に屈原が汨羅に投ずるの日、其の死所を傷むが為なり。敬に並び

た舟楫に命じて以て之を拯（すく）ふ」と。の説明が又、「放逐」「憔悴」については「楚辭」漁夫篇に「屈原既に放たれて、潭に遊（さまよ）ひ、沢畔に行吟し、顔色憔悴し、形容枯槁す」との説明が、又、「靈均」については「屈原の字。『楚辭』離騷に「余に名して曰く正則、余に名して曰く靈均」との説明がある。

つまりこの白詩は、白居易自身が、江州に貶謫されている我が身を、屈原のそれになぞらえ詠んだ詩内容である。「汨羅」「放逐」「憔悴」「靈均」はすべて屈原の故事による措辞であることがわかる。一方、道真が「放逐」という詩語を使うその背景に讒言により貶謫され、汨羅に身を投じた屈原の故事を響かせていると明言してもよいと思う。

このことについて、滝川幸司氏は、次の一文を載せる。

「放逐」は追放の意であるが、司馬遷「報任少卿書」（『文選』41）に「屈原放逐せられて乃ち離騷を賦す」、賈誼「屈原原文」（同60）に「屈原は楚の賢臣也。讒を被りて放逐せられ離騷賦を作る」とあるように、屈原が讒言によって追放されたことと関わって使用される。（中略）。道真のいう「放逐者」というのも、自らを屈原と重ねて表現していると考えられよう。屈原と同じように、無実にもかかわらず讒言によって「放逐」されたというのである」

また所功氏はこの「放逐」の背景として、次のような言及をしている。

翌昌泰四年（九〇一）正月二十五日、道真是突如右大臣の座から太宰権帥に引き降ろされた。これは一種のクーデターであって、その首謀者は左大臣時平であり、大納言源光や中納言定国なども共謀していたとみられる。また急を聞いて内裏に駆け付けられた宇多法皇を待徒所の西門前で強引に阻止したのは『扶桑略記』に紀長谷雄と伝え、『江談抄』や『北野縁起』には藤原菅根であったと伝えられている。さらに「道真は一言の弁解も許されず、旅装を整える暇もなく、二月一日には罪人として大宰府へ下向せねばならなかった。」

（『三善清行』所功著。）

総括考察

「開元詔書」を読んだ道真の苦しい思いが生々しいほどに私たちの心に訴えかけてくるような詩内容となっている。藤原時平の策略によって太宰府への左遷を余儀なくされ、辛く苦しい日々を強いられる道真にとつて、「詔書」に書かれた「鯨鯢」の語は思いもよらぬ語だっただろう。無実の罪が明らかになっ

て都へ帰れるかもしれないという、まさに祈るような微かな希望さえも打ち砕かれたのではないかと察せられる。為す術も無く、胸を刺すような痛みを感じながらその場にうづくまる道真の姿が感じ取れる。とりわけ十六句目の「蹉跎喪精靈」の句が哀しいほど心に響いてくる作品である。

【注】

- （1）拙稿「菅原道真研究―菅家後集」全注釈（二十二）―
有明工業高等専門学校紀要 第四十七号
- （2）拙稿「菅原道真研究―菅家後集」全注釈（一）―
『国語国文学研究』第三十六号（熊本大学国語国文学会）

〈追記〉（一）

この稿を草するにあたり台湾元智工學院の中国古典詩詞曲文研究のためのサイトである「網路展書讀 (BLOG)」(<http://ds.admin.yzu.edu.tw/>)の「全唐詩」の項、及び北京大学中文系の唐代以前の詩歌の総合データベースである「全唐詩全文檢索系統 (UTF-8)」(http://chinese.pkucn/sg-bin/tan_glibrary.exe)を詩語檢索の為に大いに利用した。

〈追記〉（二）

平成十八年四月より、現在に至るまで「大牟田市民大学講座―市民大学ゼミ、道真梅の会の会員、須藤修一氏、田中陽子氏、井原和世氏、荒川美枝子氏の四名と定期的に「菅家後集」の講読会を催して来ている。本稿は

この会で討議・検討したものの、とりわけ前半一句から八句を須藤修一氏の、後半九句目から十六句目は荒川美枝子氏の発表原稿を基に、その内容に再考察を試み、加筆の上、稿をしたため直したものである。

(やきやま ひろし)

大学院文学研究科第七回修了・有明高専)